

令和6年度青森県企業説明会運営業務に係る企画提案仕様書

1 業務名

令和6年度青森県企業説明会運営業務

2 業務の目的

青森県内での就職を希望する大学卒業予定者等へ、県内企業の魅力を発信するとともに、県内企業と学生との出会いの場を設けることにより、大学卒業予定者等の県内就職と県内企業の人材確保を支援する。

3 業務の内容

青森県内での就職を希望する学生等を対象に、各大学内で企業説明会を開催し、学生等の就職活動を支援するとともに、県内企業等の人材確保を支援する。

(1) 対象者

1～3年生

(2) 開催場所・時期・回数

【開催場所】県内大学3校程度

【開催時期】8～12月

※ 日時等の詳細は、県と協議の上、決定すること。

【開催回数】3回以上

(3) 内容

ア 青森県内企業による大学内での企業説明会

イ 青森県内企業による大学の講義内での企業紹介

(4) 開催規模

【参加企業数】各会場 3～20社程度

【目標参加者数】60名程度

4 委託期間

委託契約締結日から令和7年1月31日（金）まで

5 委託内容

(1) 出展企業対応業務

ア 出展企業募集・申込み受付・情報収集

※ 出展条件：県内に本社又は事業所を有し、継続して採用が見込まれる企業等

イ 「出展マニュアル」の作成・配布

※ 出展企業に対しては、出展に当たっての留意事項を説明するマニュアルを作成し、事前説明を行うこと。

ウ 参加企業数

各会場3～20社程度とする。

※ 会場の規模により、増減可能とする。

(2) 広報（各大学の学生向け）業務

- ア 参加者確保のための十分な広報（チラシ等の作成及び配布）を行うこと。
- イ 大学等の学科や取得できる資格を生かせる企業の出展を強調すること。
- ウ 開催概要及び出展企業情報を掲載したホームページを開設すること。

(3) 青森県企業説明会運営業務

- ア 会場設営（出展企業ブース設置）及び撤去
 - (ア) 設営内容：出展企業ブースへの出展企業名を掲載した看板等の設置、
看板・会場案内図等の設置
 - (イ) 学生がより多く企業ブースを訪れることができるレイアウトにすること。
 - (ウ) 入場しやすい明るい雰囲気の会場づくりに努めること。また、会場入口付近等、
認知しやすい場所に会場案内図等の表示を行うこと。
- (エ) 会場設営にあたっては、出展企業及び参加大学生等に対する安全・衛生管理に
配慮するとともに、大学とも協議した上で設営を行うこと。
- イ 開催当日の運営
 - (ア) 出展企業及び参加する大学生等に係る受付及び案内を行うこと。
 - (イ) 出展企業一覧等参加する学生配布用プログラムの作成及び配布を行うこと。
 - (ウ) 青森県企業ガイドブックを配布すること。
 - (エ) 参加者用受付カードの作成及び配布を行うこと。
 - (オ) 進行管理を行うこと。
 - (カ) 出展企業及び学生等に対しアンケートを実施すること。

なお、アンケート項目については、事前に県と協議して決定すること。

(4) 事業実施報告書の作成

- ア 上記業務終了後、実施結果をまとめた報告書を日本産業規格A4判任意様式にて作成し、県に紙及びデータで提出すること。
- イ 上記業務に参加した企業及び参加者の登録情報については、原則として県に提供すること。
- ウ 報告内容については、県と協議の上決定するものとする。
- エ 報告内容
 - (ア) 開催日程、場所、出展企業一覧、参加者一覧、アンケート結果・調査結果及び
分析 等
 - (イ) 評価・反省点・改善点 等

6 対象となる事業経費

- (1) 会場設営費（椅子・テーブル等含む。）
- (2) 広報費（チラシ、案内状等）
- (3) 広報費に付随するデザイン料及び印刷製本費等

(4) 通信運搬費（電話料、データ通信料等）

(5) WEB広告制作費（デザイン料含む。）

(6) その他

ア 委託業務に従事する者的人件費相当額

（計画立案から制作、当日の運営管理をする者）

イ 本事業に係る消耗品等購入費

（コピー用紙、封筒等、備品の程度に至らないもの。）

ウ その他諸経費（事業に係る経費の10%以内の額とする。）

※ ただし、次の経費は対象外とする。

・飲食代

・その他事業と関連性が認められない経費

7 その他の条件等

(1) 個人情報の取扱い

受託者は、委託業務を通じて取得した個人情報については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(2) 業務の再委託

本業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、部分的な業務について、書面により知事の承諾を得たときは可能とする。

(3) 権利の帰属

本業務により制作された資料等に係る著作権（著作権法第27条及び第28条を含む）、所有権は、原則として委託料の支払いが完了したときに受託者から県に移転するものとする。

(4) 県への報告

受託者は、事業の実施状況について適宜県へ報告すること。

(5) 出展料等

この業務により提供するサービスについては、利用者に金銭負担を生じさせないものとする。

(6) その他

契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して決定するものとする。